

独立行政法人水産大学校温室効果ガス排出抑制実施計画

独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）並びに「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に基づく政府関係機関が進める温室効果ガスの排出抑制に係る取組みに鑑み、本校の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を平成16年度比（旧計画と同じ基準年とすることで対比が可能）で平成27年度までの期間に10%以上削減することを目標とし、以下の取組みを行うこととする。

第1 実施計画の対象範囲

本実施計画の対象範囲は、水産大学校が行うすべての事務及び事業とする。

第2 実施計画の期間等

本実施計画は、平成27年度までの期間を対象とする。

ただし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第3 温室効果ガス排出量の削減

平成16年度比で水産大学校の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成27年度までの期間に10%以上削減することを目標とする。

第4 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検・公表

水産大学校では、実施計画の期間中、毎年度、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の点検を行い、その結果を公表する。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

財やサービスの購入にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品の購入を積極的に進めるとともに、本計画に定める措置について、本校全職員へさらに徹底していく。

また、地球温暖化の水産業への影響評価、漁船から排出される環境汚染物質の削減等の研究開発を推進し、その成果を公表・普及することにより社会への貢献に努めていく。

第6 温室効果ガスの排出削減等のための具体的措置

1. 自動車の使用に関する措置

- (1) 一般事業用車の更新に当たっては、低公害車比率100パーセントを目標とする。
- (2) 車ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料消費量の調査をきめ細かく行う。
- (3) 待機中のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等環境に配慮した運転を行う。また、急発進、急加速を行わない。

2. 施設のエネルギー使用に関する措置

水産大学校に設置されている省エネルギー推進チームの下、以下の措置を推進する。

- (1) エネルギー消費効率の高い機器の導入や節電等に努める。
- (2) 現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費の寄り少ないものを選択することとする。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- (3) 室内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。
- (4) 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- (5) 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- (6) 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外の消灯を徹底する。
- (7) トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- (8) 燃焼設備の改修に当たっては、温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料に変更する。
- (9) 職員の福利厚生の上昇に係る養成への対応とも相まって、水曜日及び金曜日の定時退所の一層の徹底を図る。

3. 用紙類の使用に関する措置

- (1) コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- (2) 事務用封筒については、原則として間伐材を使用した製品とする。
- (3) 印刷物については、再生紙や間伐材を使用した紙製品を使用する。その際には、古紙パルプ配合率や間伐材配合率の明記に努める。
- (4) 両面印刷、両面コピーの徹底を図る。
- (5) 使用済み用紙の裏面使用や使用済み封筒の再使用を行う。
- (6) 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、校内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。また、印刷物についても最小限の印刷数とし、電子媒体による配布を進める。

4. 水の使用に関する措置

- (1) 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- (2) 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。
- (3) 一定量の確保・利用が不可欠な飼育水（海水・上水）についても、飼育状況に配

慮しつつ、その使用の効率化に努める。

5. 廃棄物に関する措置

- (1) 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- (2) 古紙、缶、瓶、ペットボトルの分別回収を徹底し、廃棄物の削減に努める。

6. その他温室効果ガスの排出の抑制に関する措置

(1) 建築物の建築、改修に関する措置

ア 建築物の建築、改修に当たっては、屋根、外壁、窓等への断熱性能の高い建材の使用、温室効果ガス排出の少ない空調設備の導入や温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料が使用できる燃焼設備への変更等に努める。

イ 建築物の規模、構造等を踏まえつつ、太陽光等自然エネルギーを活用した設備の導入に努める。

ウ 実験施設等建築工事等において、支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械の使用を発注者として促す。

エ 出入車両からの温室効果ガス排出の抑制や建設廃棄物の適正処理等について発注者として促す。

(2) 練習船の運用に関する措置

航海日程及び実習内容を踏まえつつ、練習船ごとの燃費の把握等燃油使用量の調査をきめ細かく行う等経済的な練習船の運航に努める。

7. 職員に対する啓発

地球温暖化対策に関する職員への更なる意識啓発のため、ポスター、電子媒体による啓発に努めるとともに本実施計画に係る毎年度の結果の周知等を行う。

8. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

水産大学校の実施計画の適正な推進のため、水産大学校実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、理事長をもって充てる。

イ 副本部長は、総務部長をもって充てる。

ウ 委員は、次にあげるものをもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

- ① 理事
- ② 校長
- ③ 企画情報部長
- ④ 学生部長
- ⑤ 水産流通経営学科長
- ⑥ 海洋生産管理学科長
- ⑦ 海洋機械工学科長

- ⑧ 食品科学科長
- ⑨ 生物生産学科長
- ⑩ 水産学研究科長
- ⑪ 実習教育センター長
- ⑫ 耕洋丸船長
- ⑬ 天鷹丸船長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- ア 実施計画の改定案の作成に関すること。
- イ 実施計画の推進に関すること
- ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

(3) 実施計画の推進

燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起は総務部長が行う。

(4) 推進本部の庶務

推進本部の事務は、省エネルギー推進チーム及び無駄削減プロジェクトチームの協力の下、総務部経理課において処理する。